

平成21年度以降の「東京都都外施設利用者地域移行支援事業」について

- 「東京都都外施設利用者地域移行支援事業」については、平成19年度（11月）から、その運営を（社福）東京都社会福祉協議会（東社協）に委託して行ってきました。（東社協は「地域移行コーディネートセンター」を設置運営）
- 本事業については、当初から2か年事業としてスタートしたもので、平成21年度予算査定において、平成20年度をもって事業終了とされました。
- このため、平成20年度をもって委託事業を終了し、継続案件については、案件毎の状況に応じ、各実施機関と調整及び連携を図りながら、都において対応していきます。



- なお、都外施設を含む施設利用者の地域移行については、本来は区市町村が推進するものであることから、障害者地域生活移行促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）の更なる普及を図りつつ、都としては、継続案件の経過を見ながら事業を収束していきます。（新規対象者は、区市町村対応を原則とします。）

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
都外施設利用者支援コーディネート機関の運営（東社協に委託）	→	都外施設利用者支援コーディネート事業（居住支援課）		
		※障害者地域生活移行促進事業が区市町村に定着するまで実施		
		<div style="text-align: center;"> </div>		
		障害者地域生活移行促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）		
		※平成23年度までに地域移行促進員を全区市町村に配置（「10年後の東京」への実行プログラム2009（平成20年12月都策定））		

【担当】 障害者施策推進部居住支援課障害者支援施設係  
TEL 03-5320-4156（直通）  
FAX 03-5388-1407